

注意喚起

令和5年10月2日
関東東北産業保安監督部
電力安全課

自家用電気工作物設置者、電気保安法人、電気主任技術者等の皆様へ

9月中に、電気事故報告対象の感電死亡事故が2件発生しています！



聞き取りの結果、感電死亡した作業員、及び電気工事業者従業員が、電気主任技術者への連絡無しに充電中のキュービクル内に入り、電気設備に接近、接触したことにより、感電死亡事故に至った。

自家用電気工作物設置者、電気保安法人、電気主任技術者等の皆様におかれましては、改めて電気事故防止の徹底をお願いいたします。

 電気設備に係わる作業を行う場合、電気主任技術者等への事前連絡の徹底

 活線近接作業等、不用意な充電部への接近の禁止

 その他、絶縁用保護具の着用、検電の実施等、基本的ルールの徹底